

令和 2 年 度

財 政 援 助 団 体 等
監 査 結 果 報 告 書

一般社団法人 大牟田観光協会

大牟田市観光振興等支援補助金

(観光振興事業補助金)

大牟田観光プラザ・新大牟田駅観光プラザ指定管理料

(観光物産館管理費)

大 牟 田 市 監 査 委 員

大牟田市議会議長 境 公 司 殿
大牟田市長 関 好 孝 殿

大牟田市監査委員 中 原 修 作
同 松 尾 哲 也

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。
なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

- 1 監査の種類 財政援助団体等の監査
- 2 監査の対象 一般社団法人 大牟田観光協会（観光おもてなし課）
- 3 監査実施期間
令和2年5月1日（金）から令和2年5月31日（日）まで
- 4 監査対象の事項及び範囲
財政的援助等に係る令和元年度の出納
 - ① 大牟田市観光振興等支援補助金における観光振興事業費補助金に係るもの
 - ② 大牟田観光プラザ・新大牟田駅観光プラザ指定管理料（観光物産館管理費）等に係るもの
- 5 監査の着眼点（評価項目）
 - （1）補助金等の目的は明確で、かつ公益上の必要性は十分か。
 - （2）補助金等の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
 - （3）所管部局に提出された決算書、事業実績報告等に誤りはなにか。
 - （4）管理に係る協定等の締結は適正に行われているか。

- (5) 施設は、協定等に基づき適正に管理されているか。
- (6) 管理に係る収支会計経理は適正になされているか、帳簿等は適正に整備、保存されているか。
- (7) 指定管理者へのモニタリングは適正に行われているか。

6 監査の方法

監査対象団体及び当該団体の所管部局に対し、資料の提出を求めるとともに、必要に応じて市担当職員及び観光協会社員からの事情説明を受け、監査を実施した。

監査に当たっては、補助金及び指定管理料の受入れから使途について、証拠書類である領収書や預金通帳、収支に係る補助元帳、出入金伝票、領収書、関係書類等を照合検査し、決算書の適否等の判断を行った。また、指定管理者の指定手続やモニタリングが適正に行われているかについても監査した。

7 財政援助団体（一般社団法人大牟田観光協会）の概要

一般社団法人大牟田観光協会（以下「観光協会」という。）は、大牟田市及びその周辺地域との緊密な連携のもと、観光に関する事業及び地場産業の振興並びに促進を図り、地域経済の発展及び地域文化の向上への寄与を目的とする団体である。

また、観光協会は、本市の観光及び物産の振興に資するため市が設置している大牟田観光物産館（大牟田観光プラザ及び新大牟田駅観光プラザ）の指定管理者として、大牟田観光プラザは平成 18 年度から、新大牟田駅観光プラザは平成 25 年 3 月から管理運営を行っている。

なお、令和 2 年度から令和 6 年度までの大牟田観光物産館の指定管理者については、令和元年度に公募による選定の結果、観光協会が指定管理者候補者として選定され、12 月議会での議決により引続き指定管理者に指定された。

8 財政援助の内容

① 観光振興等支援補助金（観光振興事業費補助金）

本市の観光振興のために観光協会が行う事業及び各種研修調査並びに観光協会の運営に要する経費に係る補助金で、大牟田市観光振興等支援補助金交付要綱に基づき、令和元年度は、観光振興事業、広報・宣伝事業、調査・研究事業等に係る経費について 4,505,000 円を概算払で交付している。

② 大牟田観光プラザ・新大牟田駅観光プラザ指定管理料（観光物産館管理費）

大牟田観光物産館(大牟田観光プラザ及び新大牟田駅観光プラザ)は、本市及び近郊の観光案内、観光、物産及び催し等に関する情報の提供を行うとともに、観光の振興等に係る研修及び交流の場を提供し、本市の観光及び物産の振興に資するために市が設置し、管理運営に指定管理制度を導入している。

これらの管理運営に係る指定管理料(観光物産管理費)について、市は、平成27年度から令和元年度の5か年度分の63,500,000円(年額12,700,000円)の債務負担行為を設定し、令和元年度は、年額12,700,000円と消費税率改定分として別途債務負担行為を設定した118,000円を合算した12,818,000円を支出している。

9 監査の結果

上記「8 財政援助の内容」の①の補助金及び②の指定管理料について、担当部局及び財政援助団体から提出された関係書類等を照合検査するなど、「6 監査の方法」の通り監査を実施した。

監査の結果、一部において個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである(地方自治法第199条第14項)。

監査結果の概要及び個別指摘事項は、次のとおりである。

(1) 大牟田市観光振興等支援補助金(観光振興事業費補助金)(以下「市補助金」という。)について

① 市補助金の交付等に係る処理について

市補助金の交付等に係る一連の処理については、大牟田市観光振興等支援補助金交付要綱に基づき、交付申請、交付決定通知、概算払請求、概算払、実績報告がなされていた。交付申請については、事業実施期間が平成31年4月1日から令和2年3月31日であるにもかかわらず、令和元年6月3日に提出がされていた。補助金額4,505,000円は9月に概算払され、実績報告書は令和2年3月31日付で提出されていたが、交付要綱では補助対象経費を規定しておらず、補助金額の使途の適否は確認できなかった。

② 事務処理に係る規程等

事務処理に係る規程等について、就業規則、育児・介護休業規程、退職金規程はあるが、旅費交通費に係る規程等や出張命令等の書類、会計に係る規程や支出決定の書類がないため、経費執行決定及び金額算定の根拠等が不明であった。平成21年度財政援助団体等監査において、対象

経費を明確にするための各種事務処理の根拠となる規程等の整備を図るよう観光協会に対し指導を行っていたが、整備はなされていなかった。

③ 会計処理について

観光協会の経理について、収入は市補助金の他に会費、事業収入、販売売上高、行事収入、支出は事業費、管理費の構成となっており、市補助金は管理費の一部に充てられていた。管理費の支出については、どの収入を充てているか明確な区分分けがなされておらず、預金通帳も指定管理料や会費など複数の経費が混在していた。

④ 収支報告書（決算書）について

市補助金額 4,505,000 円は、5つの事業費及び各事業の人件費に支出されていた。人件費は、市補助金、指定管理料、その他の収入など複数の収入から支出されていると考えられ、総額は給与明細一覧表などで確認できたが、どの収入を充てているか明確な区分分けがなされておらず、市補助金に係る人件費の算入金額及び内容等の確認をすることができなかった。

実績報告書の収支報告については、事業費の算入誤り、区分誤り、勘定科目仕訳誤りがあり、各事業の出金実績額が誤っていた。また、総会議案の勘定科目決算額と合致していなかった。

(2) 大牟田観光プラザ・新大牟田駅観光プラザ指定管理料（観光物産館管理費）について

① 指定管理に係る協定等の締結及び指定管理料について

指定管理者の指定手続について、担当部局では指定管理者選定時の候補者決定や募集要項、仕様書、選定基準作成の決裁を取っていなかったり、指定申請書や申請要件である現地説明会参加申込書の收受等の文書処理をしていなかった。

指定管理料は、人件費、施設管理費等の支出と手数料、自動販売機等の収入を算出し、支出から収入を差引いた額で適正に算定され、基本協定書については、議会の議決後、予算の範囲内で適正に締結されていた。

しかし、指定管理料の交付について、大牟田観光物産館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）では、市は、指定管理者に半年ごとに支払うとしているが、4月26日に年額12,818,000円を一括して前金払いで支払っていた。観光協会は、市から観光協会の口座に振込まれた1年分の指定管理料を、一括ではなく6月13日と10月8日の2回に分けて大牟田観光プラザ及び新大牟田駅観光プラザの各口座に振込んでいた。

② 協定書等に基づく管理について

協定書に基づく管理において、建設設備点検、消防設備点検、自動ドアの点検、新大牟田駅観光プラザの浄化槽設備点検の結果や、避難訓練、清掃業務の実施状況の報告がなされていなかった。避難訓練については年2回行うこととしているが、大牟田観光プラザでの実施は1回だった。

事業については、事業計画におけるイベントで未実施のものがあるが月例報告書や月1回の市とのミーティングの議事録にはその旨の記載はなかった。

月例報告書については、翌月10日までに提出としているが、新大牟田駅観光プラザでは、10日以降に提出されている月が見られた。

仕様書において、指定管理に係る備品は、使用簿及び管理簿を作成し、適正な管理を求めているが、使用簿は作成されておらず、管理簿は品名だけで、購入日や金額等が未記載の上、指定管理料以外の経費で購入した備品が混在して記載されていた。

自動販売機について、仕様書で規定している設置及び撤去に係る市の承認がなされていなかった。また、自動販売機の売上収入は指定管理者の収入となり、収支予算・決算項目に計上するとしているが、大牟田観光プラザに設置している1台の売上収入が収支報告に計上されていなかった。

③ 会計経理について

大牟田観光物産館の会計経理について、仕様書において、他のものと独立した指定管理者の経理規程を設けるとともに独立した口座で管理することとしているが、経理規程は設けられていなかった。

収入は指定管理料と販売・事業売上高、支出は事業費の構成となっており、事業費の支出については、どの収入を充てているか明確な区分分けがなされていなかった。

預金通帳については、大牟田観光プラザ、新大牟田駅観光プラザの各通帳が作られていたが、指定管理者の事業計画にはない事業の経費が混在していた。

④ 収支報告書（決算書）について

実績報告書の収支報告については、事業費の算入月誤りにより出金実績額が誤っており、総会議案の勘定科目決算額と合致していなかった。また、指定管理者全体の収支差額を観光協会の一般会計に繰り出す予定とされ、これには指定管理料に係る事業で未実施による経費執行未済分も含まれていた。

⑤ モニタリングについて

モニタリングの実施状況については、月例報告書をもとに、指定管理者と市とのミーティングを毎月実施しているほか、年に1回指定管理者へのヒアリング及び立入調査等を行い、指定管理者管理運営評価シートを作成しており、一部未評価の項目を除き、概ね適正に評価を行っていた。仕様書で翌年度5月10日までに提出としている事業報告書内容の収支状況は未評価だった。

(3) 個別指摘事項

【産業経済部観光おもてなし課】

1 事務処理に係る規程等及び補助金交付要綱の適正な整備について

財政援助団体においては、対象経費を明確にするための各種事務処理の根拠となる規程等について、平成21年度財政援助団体等監査で整備を図るよう指導を行っていたが、今回の監査でも整備されておらず、不明確な経費区分、経費執行の根拠不明、支出証拠書類の不足など適正な会計処理がなされていなかった。

これら規程等を速やかに整備し、規程等に沿った明確で適正な会計処理を行うよう、担当部局は財政援助団体に対し強く指導されたい。

また、当該市補助金に係る交付要綱は、対象経費についての規定がないために、財政援助団体の支出等が不明確な状況であった。明確な目的かつ公益上の必要性において補助金は公金から支出されるものであることを認識した上で、担当部局は交付要綱の適正な整備を図られたい。

2 財政援助団体への助言・指導について

財政援助団体においては、担当部局に提出した収支報告書（決算書）の金額に誤りが見られたほか、指定管理業務については、事業の未実施、設備点検の結果や清掃業務等の実施状況の未報告など、基本協定書等に沿った適正な管理が実施されていなかった。

担当部局においては、財政援助等に係る補助金及び指定管理料の出納その他の事務の執行が目的に沿って適正に行われているか、報告された決算額に誤りはないかなどを、報告書やミーティング等で確実に確認するとともに、改善すべき事項については、適切な助言・指導を行われたい。